平成２７年（フ）第４４３号
岡山市中区御成町７番20号トリエステ201号
債務者　岩谷　英昭
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５０号
横浜市鶴見区駒岡５丁目４番22号　石本興業ビル303
債務者　久坂真由美
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７９号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷４丁目12番５号コーポミネ103号
債務者　辻　　豊
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８２号
横浜市鶴見区上末吉５丁目28番21号　ボナール末吉101号室
債務者　神　亜矢子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９１号
横浜市神奈川区片倉４丁目14番14―301号
債務者　今井　友弘
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４４号
静岡市駿河区登呂４丁目10番８―202号、旧住所岐阜市茜部新所１丁目217番地　（モアグレース茜部　904号室）
債務者　織田　章寛
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月27日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８号
愛媛県喜多郡内子町内子1882番地
債務者　西川　勇喜
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第３６号
長崎県南島原市布津町甲625番地１
債務者　平野　美代（旧姓土橋）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
栃木県宇都宮市東峰町3029番地144　メゾンドールＭＩＮＥ201、前住所栃木県宇都宮市上野町7000番地16　レオパレスマルモラーダ203
債務者　小堀　桂子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１５号
横浜市西区浅間台104番地　ヴィラ浅間台102号
債務者　林田　悟志
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６号
愛知県豊田市明和町７丁目65番地１　アトウレ明和Ａ―107号
債務者　梅村美知恵
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６５１号
静岡県焼津市小土605番地の１　ネクストＣ棟Ｉ
債務者　望月香与子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４０号
東京都福生市大字福生2263番地38
債務者　安達幸子こと　ポトキ　サチコ　アダチ
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３７号
静岡市葵区油山1873番地
債務者　海野八千代
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月20日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止中更正

平成２６年（フ）第２８４号
相模原市緑区橋本８丁目６番20号キャトルセゾン橋本Ⅱ―403
破産者　志村　崇男
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件平成28年２月18日付け破産手続廃止決定について、破産者の名称が「志村　崇男」とあるのを「亡志村崇男相続財産」と、破産者の住所が「相模原市緑区橋本８丁目６番20号キャトルセゾン橋本Ⅱ―403」とあるのを「最後の住所　相模原市緑区橋本８丁目６番20号キャトルセゾン橋本Ⅱ―403」と、それぞれ更正する。
横浜地方裁判所相模原支部